

兵庫県立北神戸総合高等学校食堂運營業者選考にかかる公募要領

兵庫県立北神戸総合高等学校（以下「学校」という。）が行う食堂事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 趣旨・目的

本公募は、兵庫県立北神戸総合高等学校食堂施設について、教育活動への配慮を最優先としつつ、施設使用の公平性・透明性を確保し、適切かつ安定的な食堂運営を行う事業者を選定することを目的として実施する。

2 施設概要

- ・所在地：神戸市北区大脇台9番1号
兵庫県立北神戸総合高等学校体育館1階
- ・施設内容：厨房、事務室、食品庫（使用許可対象部分）115.06㎡
生徒集会室（飲食スペース）232.5㎡（共用 使用許可対象外）
自動販売機設置可能台数（現在、7台）
利用対象者 生徒 960名（最大入学定員）
 教職員 約 80名
- ・貸与備品（機器） 別紙のとおり
- ・募集件名 県立北神戸総合高等学校食堂運營業者選考
- ・使用形態：教育財産管理規則に基づく教育財産の目的外使用許可
- ・使用期間：令和9年4月1日 ～ 令和12年3月31日（3年間）
※自動更新ではないが、良好な運営実績がある場合、次年度以降の使用許可者選考の際、その実績を妨げるものではない
- ・使用料：厨房部分の実際の使用料は、100%免除となります。
ただし、光熱水費を別途徴収します。
- ・自動販売機：7台まで設置することを許可します。ただし、設置場所及び台数は学校と協議が必要です。
また、自動販売機については、目的外使用料及び光熱水費を別途徴収します。
なお、自動販売機に係る目的外使用料の額は次のとおりです。

設置場所	専用面積（ゴミ箱含）	使用料
建物敷地上	1.0㎡以上 2.0㎡未満	年額 14,100円
更地上		年額 3,100円

※ 自動販売機設置については、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行ってください。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること

- ① 兵庫県との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 兵庫県が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が兵庫県と契約を締結することまたは兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により兵庫県が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて兵庫県との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結または履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により食堂運営について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有すること

(4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

※ 県は、許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。

(5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当

該団体の役員もしくは構成員でないこと

- (6) 最近3年間に於いて、1年以上継続した飲食業の営業実績があること
- (7) 国税及び兵庫県税の未納がないこと
- (8) 兵庫県に納付すべき使用料及び光熱水費等に未納がないこと
- (9) 使用許可期間が令和6年4月1日～令和9年3月31日の間における他施設での公募手続きにより事業者として決定されたものの、正当な理由なくして使用許可の手続きに応じなかった者でないこと
- (10) 本校の教育方針・運営ルールを順守できる者

4 公募条件

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。なお、令和12年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は当初学校が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請（更新を希望しない場合は、使用許可の期間が満了する6ヶ月前までに学校に書面により通知すること。）を行うことにより、最長令和15年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

② 基本の営業日及び営業時間

ア 営業日

月曜日から金曜日までの間（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

イ 営業時間

午前11時30分から午後1時30分までの間

詳細は応募者の提案と学校との協議により決定します。

※通常の営業日及び営業時間は上記のとおりですが、学校行事等で上記以外の時間であっても学校との協議により許可することがあります。

③ 使用料

ア 厨房部分は100%免除となります。

イ 自動販売機については所定の使用料をご負担いただきます。

ただし、許可期間中に食堂運営を撤退した場合は、既納の使用料は還付しません。

④ 提供メニュー及び提供価格

ア 提供メニューは応募者が提案したメニュー及び提供価格を遵守してください。

なお、学校が指定する必須メニューは下記のとおりです。

提供メニュー	提供価格（税込み）
日替定食	470円以下
うどん、そば類	300円以下
カレーライス	350円以下
丼もの	420円以下

イ その他のメニューについては、事業者の提案と学校との協議により決定します。

ウ 価格は、3年間程度は値上げしないこと。ただし、急激な物価変動や特別な事情がある場合の値上げは、学校及び県教育委員会との協議が必要です。

エ 栄養バランスに配慮したものとしてください。

オ メニューのディスプレイ等に、メニューごとのカロリー及び塩分を表示することに努めてください。

⑤ その他必要経費等

ア 食堂運営に必要な什器備品等の設置及び撤去に要する工事費、維持管理等にかかる費用の負担は、学校と事業者が協議の上、学校予算の範囲内で別途定めるものとする。

イ 運営に必要な光熱水費等は全額事業者の負担とし、学校が発行する納入通知書により、学校の指定する期限までに全額納入してください。

ウ 厨房内に設置している厨房機器については、別途、学校と事業者との間で使用貸借及び故障時の対応に関して覚書を締結します。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を学校が指定する期限までに確実に納付すること
- ② 食堂運営の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保に供してはならないこと
- ③ 食材の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、学校の指示に従うこと

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 厨房内の管理、建物従物の維持管理については、事業者が責任をもって行うこと
(厨房内独自の清掃等を委託する場合は、事前に学校へ届け出なければならない。)

- ② 食堂についての問い合わせ及び苦情、食中毒などの事故については、事業者が責任をもって迅速・的確に対応すること
- ③ 食堂運営により発生したゴミ等の回収及び処分は、関係法令に従い、事業者が責任をもって行うこと
- ④ 学校は、学校の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わないこと
- ⑤ 生徒集会室部分（床・テーブル・椅子）の日常清掃を行うこと。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと

（４）使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

（５）自己都合による食堂運営からの撤退

事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により食堂運営から撤退しようとする場合は、撤退しようとする日の６か月前までに兵庫県に書面により通知してください。

この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

（６）原状回復

事業者は、許可期間が満了または上記（４）により許可が取り消された場合や上記（５）により食堂運営から撤退する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を学校に請求することができません。

5 応募申込方法・期間等

(1) 申込方法

<郵送する場合>

受付期間 : 令和8年9月1日(火)～令和8年9月30日(水) 必着

送付先 : 〒651-1144

神戸市北区大脇台9番1号

県立北神戸総合高等学校 事務室長 小枝 宛

※ 簡易書留または書留により送付してください。

(普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは提案応募できませんので、ご注意ください。)

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は提案応募できませんのでご注意ください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

<持参する場合>

受付期間 : 令和8年9月1日(火)～令和8年9月30日(水)

午前9時～午後4時まで

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 : 神戸市北区大脇台9番1号

県立北神戸総合高等学校 事務室

(2) 申込みに必要な書類

各8部(1部ごとに左2箇所ホッチキス止め)。

なお、③及び④ア・イは1部原本、2部目以降は写しで可。

① 応募申込書(様式1)

② 誓約書(様式2)

③ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書または現在事項証明書))

※ 令和8年9月1日～令和8年9月29日までに発行されたものに限ります(原本要)。

④ 国税及び兵庫県税の未納がないことの証明書(令和5年分以降)

ア 国税は納税証明書(その3の2またはその3の3)

イ 兵庫県税は納税証明書(3)

※ 令和8年9月1日～令和8年9月29日までに発行されたものに限ります(原本要)。

⑤ 提案書(様式3)

⑥ 役員一覧表(任意様式)(法人のみ)

⑦ 補助シート

- ⑧ 食堂運営に係る許認可等の写し
- ⑨ 会社概要等（会社パンフレット等、飲食業の営業実態が判断できるもの（法人のみ）
- ⑩ 直近2年分の決算書の写し（連結決算ではなく応募業者のみのもの）

（3）応募申込書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ② 指定の期間内に提出しなかったもの
- ③ 応募日付、住所及び氏名のないもの、または、これらが分明でないもの
- ④ 提案に際し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑤ その他提案に関する条件に違反したもの

（4）書類の提出方法

応募申込書その他必要書類を添えて、封筒に入れ封をしたうえで、持参または郵送により提出してください。

（5）申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り応募申込を辞退することができます。その場合は、提案辞退届（様式6）を、受付期間内に持参または郵送してください。

6 選定方法

（1）審査方法

- ・ 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。

（2）食堂事業者選定審査委員会において、次の項目を総合的に判断し、事業者を決定します。

なお、審査点数の結果によっては、事業者を決定しない場合もあります。

- （3）書類審査・プレゼン（一次審査）の評価得点の上位2社(者)が試食審査（二次審査）に進むことができます。一次審査で上位3位以下の応募者はこの時点で選考対象とはなりません。
- （4）プレゼンは録画または録音し、選考委員による後日の評価に使用する場合があります。
- （5）点数評価に基づき、全ての審査終了時において最も高い評価を得た者を使用許可予定者とします。

(3) 評価項目・配点

下表のとおり。総点 200 点

評価区分	評価内容	配点
① 運営実績	学校施設での継続運営実績、事故歴等	15
② 実施体制	安定配置、応援体制、責任者配置	10
③ 衛生管理	HACCP、研修、事故防止体制	15
④ 献立提案	成長期への配慮、多様性	20
⑤ 生徒対応	人気メニュー、要望対応	15
⑥ 価格設定	学生負担への配慮	20
⑦ 食育等	地元食材、SDGs 等	10
⑧ 運営能力	混雑対応、回転率	10
⑨ 危機管理	災害・欠品・事故対応	15
⑩ 改善提案	PDCA、改善提案力	10
⑪ 学校理解	学校運営への理解度	10
⑫ 実食 (※) (二次審査)	味付け・盛り付け・食べやすさ・価格 バランスなど	50

※試食審査を行います。試食に要する経費については、応募申込者の負担とします。また、残飯は応募申込者において回収・処分をすること。

試食の食数は事前に学校から指示する数とし、次の 5 つの条件を満たしてください。

- ・日替定食

【材料の産地・栄養素・カロリー・提供価格を記したものを添付】

- ・通常提供時の価格は税込 470 円以下を想定
- ・注文を受けてから 10 分以内で提供できるもの
- ・出来る限り実際の提供形態に近づけること
- ・分量は通常の 3 分の 1 程度とすること。

※二次審査へは一次審査の上位 2 社(者)が進むことが出来、別途通知します。

※二次審査については、実施日時の制約から試食審査委員が評価し、評価項

目ごとにその平均点を選定委員会の得点として採用します。

(4) 事業者の公表等

① 内定通知

事業者の内定は令和8年11月20日（金）までに書面により通知する予定です。

② 決定通知

事業者の決定は、令和8年11月30日（月）の予定です。事業者の決定後、応募者に決定した事業者名を書面により通知するとともに、学校ホームページに決定事業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数を掲載します。

(5) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は延期することがあります。

(6) 失格基準

- ① 提出期限までに必要書類を提出しない場合
- ② 提案内容に虚偽記載が認められた場合
- ③ 試食審査を欠席した場合
- ④ 学校の指示に従わなかった場合
- ⑤ 食品衛生法等関係法令に重大な違反歴がある場合
- ⑥ 経営状況が著しく不安定で、継続経営が困難と判断された場合
- ⑦ 販売価格が著しく不相当とされた場合
- ⑧ 他の参加者への妨害、誹謗中傷、不正行為等が確認された場合

7 使用許可申請の手続き

事業者決定した者は、令和9年3月19日（金）までに、次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（兵庫県指定様式）
- (2) 食堂の管理関係等に関する届出書（様式5）

8 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 事業者が応募資格を失った場合

9 その他

- (1) 使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。
- (2) 厨房内覧 ※事前の日時調整連絡が必要です。
募集期間内開始日から終了日までの平日
午後2時から午後4時の間
- (2) 営業開始 令和9年4月【1学期平常授業開始の日を予定しています。】
※令和8年度は4月14日（火）

10 使用許可の基本

- ・使用許可教育財産の目的外使用許可であり、契約ではありません。
- ・使用期間満了時は、4（1）①による期間到来日を以て当然に終了します。
- ・許可条件違反、運営不適切な場合は、許可期間中においても使用許可の取り消しがあり得ます。

11 問い合わせ先

神戸市北区大脇台9番1号

兵庫県立北神戸総合高等学校 事務室長 小枝（こえだ）

主 査 岩本（いわもと）

電話 078-593-7291

(別紙)

県立北神戸総合高等学校 厨房 貸与備品一覧表

番号	物品名	数量	摘要	番号	物品名	数量	摘要
1	シャワーダスト	1		16	脇台	1	
2	水切台	1		17	パンラック	1	
3	3槽シンク	1		18	2槽シンク	2	
4	水切台	1		19	調理台	1	
5	食器消毒保管庫	1		20	2槽シンク	1	
6	全自動立体炊飯器	2		21	冷凍庫	1	
7	回転釜	2		22	冷凍冷蔵庫	1	
8	水圧洗米器	1					
9	ピーラーシンク	1					
10	盛付台	2					
11	ガスレンジ	1					
12	フライヤー	1					
13	作業台	2					
14	湯煎器	1					
15	盛付作業台	1					

(参考)

応募から決定までのスケジュール概要

応募期限	令和8年9月30日
書類審査・プレゼン（一次審査）	令和8年10月～令和8年11月頃
試食審査（二次審査）	令和8年11月頃上旬～中旬頃
内定	令和8年11月中旬～下旬頃
決定	令和8年11月下旬頃

※上記はあくまで予定であり、変更となる場合があります。